
事実説明書(その3)

文化財保護のためにとられなければならないプロセス

文化財保護法や北九州市の規則に従えば、次のようなプロセスがとられなければならないことがわかる。

- (1) 教育委員会が開催され、そこで文化財保護審議会に文化財保護についての諮問がなされる。
- (2) 文化財保護審議会が審議をおこない、その結果に基づいて教育委員会に答申を出す。
- (3) 合議制の執行機関としての教育委員会がそれを審議する。

文化財保護上の重要なことは、教育長や市長部局の専決事項ではない。教育長の「専決事項」に、「文化財の保護及び活用に係る事業」、「調査、指定及び管理に係る事業」は含まれていない。つまり、教育長が勝手に決めることはできない。また、それらのうち「重要なもの」は、「市民文化スポーツ局長」の専決事項でもない。

文化財保護法

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(地方文化財保護審議会)

第九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

地方自治法

第二条 地方公共団体は、法人とする。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

(つづく)

「北九州市職員措置請求書」において「文化財保護法に違反」あるいは「文化財保護のルールに反した」と記述した根拠は文化財保護法第3条及び第4条、第190条である。

また、その監査請求の対象の行為は、このような根拠から、地方自治法第2条第16項及び第17項に該当するものである。

なお、文化財保護法第190条でなされている「地方文化財保護審議会」を「置くことができる」と「置くものとする」の区別に関連する、文化財保護法第190条第1項にある「特定地方公共団体」とは、同法第53条の8に次のように出てくる。北九州市は、専決規程や補助執行に関する規則を取りあげた事実説明書(その1)で示したように、この「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体」には該当しないと料される。

文化財保護法

（所有者等への指導又は助言）

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「**特定地方公共団体**」という。）にあつては、その長。第百八十三条の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。2文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

[参考]

2024年2月頃にウェブページが更新される前の北九州市文化財保護審議会に関する説明

	る際の意見聴取	
北九州市文化財保護審議会	北九州市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、ならびにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。（文化財保護法第190条第2項）	市民文化スポーツ局 文化企画課 093-582-2391
	スポーツ振興法の定めるところにより、昭和	

「建議」（諮問にこたえる答申ではなく）ができるかどうかに関連しているようだが、文化財保護法に基づかない文化財保護審議会を北九州市が設置しているという市当局の説明は、文化財保護法第190条に違反し、地方自治法第2条第16項及び第17項に該当する。